

## 教育と法（第110回） 器械体操部事故に対する地方自治体の責任

著者	星野 豊
著者別名	HOSHINO Yutaka
雑誌名	月刊高校教育
巻	51
号	5
ページ	92-95
発行年	2018-05
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2241/00151730">http://hdl.handle.net/2241/00151730</a>



## 第110回 器械体操部事故に対する地方自治体の責任

星野 豊 (筑波大学准教授)

生徒にとって、授業と共に学校生活において重要であるのは部活動であり、各自の能力特性や興味に応じた様々な活動が展開されていることは、周知の事実である。しかしながら同時に、部活動における事故の危険性と、事故が発生した場合における責任の所在についても、古くから議論のあるところであり、近時は、学校や教員が責任を負いきれないことを理由として、部活動を事実上制限せざるを得ない状況も生じていることがうかがわれる。本稿では、公立高校の器械体操部活動中に発生した事故に対して、

設置管理者である地方自治体が国家賠償を請求された事案である、大阪地裁平成28年6月28日判決・平成25年(ワ)1620号事件、および、その控訴審である大阪高裁平成29年12月15日判決・平成28年(ネ)2098号事件を取り上げ、部活動事故に対する学校ないし設置管理者の責任のあり方について考えてみる。

### 1 事案の概要

原告X1は、被告地方自治体Yが設置管理す

る公立A高校の生徒であり、器械体操部に所属していた。X1が在籍していた当時、A高校の器械体操部は、X1を含む3年生5名が所属しているのみであり、5名中、X1のみが大会等において相当程度の得点を獲得できる技能を有していた。A高校器械体操部については、顧問としてB教諭らが選任されていたが、B教諭らは器械体操について指導者としての技術や技能を特に有しておらず、Y教委が設置する学校支援人材バンク制度によって、当時大学生であったCが、コーチとして週3回程度派遣されていた。A高校器械体操部は、専らCコーチが定めた練習メニューに従って練習しており、Cコーチは、大会等における得点の構造から、途中で演技が失敗しかかったとしても、あきらめることなく、最後まで演技を続ける方が高得点となることを指導していた。

平成22年4月7日、X1は、Cコーチの指示に従い、鉄棒演技の練習をしていたが、演技中に、蹴上がりで失敗して体が逆回転を始め、両手で鉄棒を握った状態から手が離れて落下し、頭部および頸部を床面に敷かれたマット上

に激突させ、頸髄損傷、第5頸椎前方脱臼の傷害を負い、日常生活のほぼすべてについて、生涯にわたり介護が必要となる状態となった。本件事故発生時、Cコーチは他の部員を含めて全体を指導するために全員が見渡せる位置に立っており、鉄棒からは約10メートル離れていた。また、鉄棒脇には部員である生徒Dがいたが、DはX1の逆回転を止める技量を有してなかった。なお、顧問であるB教諭は、当時、部活動の行われていた体育館にはいなかった。

一般論として、鉄棒においては、体がどちら側に回転しているかによって鉄棒を握る手の向きを順手あるいは逆手に調える必要がある、これが異なると手が鉄棒から離れてしまうことがある。また、演技者の意に反して体が逆回転を始めた際に最も安全な事故回避方法は、逆回転の速度が上がらないうちに鉄棒から手を離して着地することであり、この技術はX1も身に付けていたが、前記のとおり、この方法では大会等において得点を大きく減点される可能性がある。また、より高度な技術としては、逆回転が始まった段階で順手と逆手を入れ替えたり、

手首を返して鉄棒から手が離れることを防いだりする方法もありえたが、いずれも初心者が直ちに習得できる技術ではなく、失敗して事故につながる可能性も相当高かった。

本件は、以上の経緯の下で、X1とその家族であるX2らが、X1が負った前記傷害については、B教諭およびCコーチに指導上の過失があったと主張し、Yに対して合計約2億5000万円の国家賠償の支払を求めたものである。

## 2 裁判所の判断

### 【第一審判決】 請求棄却

「X1の鉄棒競技の技量に、X1の有していた危険回避行動に関する技量等を考慮すれば、Cコーチにおいて、X1に本件演技を行わせるに当たって、Cコーチ自らが補助に入ったり、Cコーチと同等の判断能力や補助の技量を有する者を補助に入らせたりする義務を負っていたものとは認められず、本件事故の際、Cコーチが本件鉄棒から約10メートル離れた位置でX1の演技を見ていたことが、国家賠償法上の注意

義務違反に当たるとは認められない。」また、「B顧問が十分な補助体制を整える義務に違反した」とも認められない。

「Cコーチの〔演技に失敗してもできる限り演技を続けるようにせよとの〕指導は、失敗したら簡単に降りてもいいと思われるとの考えや通し練習で失敗した際の対処方法は各人がやりやすいものを選択すればよいとの考えから出たものであるところ、従前からのCコーチの指導内容や競技者の意に反して鉄棒から落下して負傷することの危険性を考えれば、これらが通し練習の際はいかなる危険があっても鉄棒から手を離してはならないことをいうものとは解され」ず、Cコーチのかかる指導方法が注意義務違反に当たるとは言えない。

### 【控訴審判決】 原判決変更（国家賠償約2億円認容）

「Cコーチは、通し練習に関し前記……の指導をすれば、指導を受けたX1が、通し練習においては途中で失敗してもできる限り鉄棒から手を離して降りるのでなく演技を続けようとする

る意識が強くなり、通し練習中、本件状況のうち倒立に近い姿勢から逆回転し始めた場合に、鉄棒から手を離して着地する危険回避方法をとらずに、逆手を順手に持ちかえる危険回避方法をとろうとしてそれに失敗したり、手首の返しによる危険回避方法（上記場合における危険回避方法として不適切なもの）をとろうとしたりする可能性を予見することができ、さらに、上記不適切な回避方法をとったX1が、補助者による補助行為により回転を止められない限り、回転の勢いにより鉄棒から手が離れて飛び出すことを予見することができたといえる。」

「Cコーチが、X1に対し、本件演技の通し練習に関する指導をするにあたっては、Cコーチには、X1が本件状況になった場合に鉄棒から手を離して着地する危険回避方法をとらずに他の不確実な危険回避方法（逆手を順手に持ちかえる危険回避方法や手首の返しによる危険回避方法）をとろうとすることのないように、通し練習のときであっても、本件状況になった場合には必ず鉄棒から手を離して着地するよう指導すべき注意義務があり、Cコーチには、上記事

項を含まない通し練習に関する指導をしたことにつき、注意義務を怠った過失があるというべきである。」

### 3 問題点の検討：・・・・・・・・・・・・・・・・

本件は、部活動中の事故に対する、公立高校の設置管理者である地方自治体の責任が問題となったものであるが、本件事故の発生から判決

が下されるまで多少年月が経過していることから、部活動をめぐる法的責任については、議論が大きく変化している。すなわち、かつては、特に高校生の部活動については、授業と異なり、参加する生徒の側が自己の技量と興味とに応じて任意に活動をしていることが強調される傾向があり、学校や監督者の責任はその分限定的なものとなる考え方が有力であったが、現在では、学校の管理下で生じた事故であることが強調され、授業と同程度、場合によっては、事故の危険性が高くなることからして授業以上の安全配慮を学校や監督者に求める傾向が、強まっていることがうかがえる。本件の第一審と控

訴審とでは、事実認定にほとんど差異はなく、要するに、Cコーチが本件演技の際に鉄棒の脇に立っておらず、X1が演技に失敗した際に補助できなかったことが、監督者としての過失に当たるか否かで判断が分かれているところ、この第一審と控訴審との判断の違いは、そのまま前述した部活動事故に対する学校や監督者の責任のあり方についての考え方の違いを反映しているものと考えて差し支えない。

もつとも、学校や監督者の責任がより重いものとなっていくた場合には、学校は法的責任の発生を未然に回避するため、事故の危険がある程度高い部活動、例えば、水泳、登山、器械体操等のほか、薬品や電気ガス等を使用する実験を伴う部活動を制限ないし廃止することとなるであろうし、本件のように、個々のコーチあるいは顧問教諭に過失があるとの判断が増えいくことによつて、かかる責任が生ずるおそれのある部活動顧問をあえて引き受ける教員が減少することが強く予測される。このことは、最終的には、ある程度以上の技術を要する活動については、個々の生徒が保護者の了解のうえで私

費で行うべきことを意味しており、公立学校の設置理念の1つであるはずの、個々の家庭間における経済格差の実質的是正とは、いささか異なる結果をもたらすこととなりかねない。実際、部活動の顧問教諭が、当該活動の内容と危険性について一般的な教員以上の知見を有するべきである点についてはともかく、常に高度な技術的指導が可能であることを必要とするのであれば、大半の部活動の継続は、実質的に困難となってしまうおそれがある。このような事情があつて、本件のように一定以上の技術を持った指導者を派遣する制度が、各地で施行されているわけであるが、法的責任という観点からは、かかる制度の存在がかえって議論を複雑にしている側面もないわけではなく、顧問とコーチとの責任配分については、個々の事案ごとに激しく争われているのが実情である。

しかしながら、法的責任という側面だけに注目するのであれば、学校や監督者の責任と生徒の自主性の尊重とを合理的に折衷させることは、必ずしも不可能というわけではない。すなわち、事故の危険性は、高度な技術や危険な行

動をあえて行った場合に特に高まるものであるから、当該部活動において特に危険性が高い局面については、監督者や指導者が直ちに補助や助言、場合によっては事態の是正や救出が可能である体制を確立させ、生徒が任意でかかる活動を行うとする際には、監督者に申し出て許可を得る制度を設計しておくこととすれば、学校や監督者が予測外の責任を負うという事態は、ほとんど生じなくなるはずである。ただし、これは前述のとおり法的責任のみに注目した場合の話であつて、法的責任以外の側面、典型的には事故それ自体の発生を未然に防止することについては、また別次元の配慮や制度設計が必要となってくることは言うまでもない。すなわち、事故自体の発生を防止し、発生した事故の被害を最小限にとどめるためには、学校や監督者の側のみならず生徒や保護者の側も事故の発生のおそれを十二分に認識したうえで部活動に参加することが必要不可欠である。具体的には、部活動の参加に際して生徒のみならず保護者についても所定の講習を義務付けたり、事故発生時における救急対処や対応方針等につい

て、生徒や保護者の了解を取り付けておいたりすることが、今後は必要となってくるであろう。また部活動の内容によっては、傷害保険や責任保険への加入についても、検討がされるべきである。

以上の点からすると、本件における裁判所の判断は、第一審においても控訴審においても、Yの過失を判断するに際して、事故発生時点におけるCコーチ個人の行動のみを取り上げて感じる感がないではなく、学校全体としての事故発生の防止体制や法的責任の配分に関する制度の設計については、それほど議論の対象とされていないようである。部活動がある程度の危険を常に伴うものである以上、事故の危険性それ自体を完全に消滅させることは不可能であるとしても、事故の危険性を常に生徒に認識させ、安全な制度や体制の下で活動させることを教育することは、今後の部活動の指導内容として、より重視されるべきであると思われる。

本件控訴審判決に対して、両当事者とも上告および上告受理申立をしなかったため、本件については、控訴審判決が確定した。